

氏名 _____

令和8年7月16日実施 近畿運輸局（特定指定地域：大阪市域・北摂）

法令試験問題

解答用紙

問 1

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	
36		37		38		39		40	

問 2

イ		ロ		ハ		ニ		ホ	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

令和8年7月16日 近畿運輸局法令試験問題

(特定指定地域：大阪地域・北摂)

問1. 次の文章のうち正しいものには○印を、誤っているものには×印を解答用紙に記入しなさい。

1. 道路運送法の目的には、旅客自動車運送事業者の利益を保護することが含まれています。
2. 道路運送法で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業をいいます。
3. 個人タクシー事業は、道路運送法の「特定旅客自動車運送事業」に該当します。
4. 道路運送法の旅客自動車運送事業は、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客自動車運送事業の3種類に分類されています。
5. 一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画には、営業区域、営業所の名称及び位置などを定めなければなりません。
6. タクシーの運賃料金メーター器が故障したため新しいメーター器に変更する場合、運賃及び料金の変更認可の手続きは必要ありません。
7. 一般旅客自動車運送事業者は道路運送法の規定により運賃又は料金の割り戻しは禁止されています。
8. 個人タクシー事業者は、標準運送約款以外の運送約款を定めることはできません。
9. 事業者が現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更する場合は、道路運送法に規定する認可手続きが必要です。
10. 個人タクシー事業者が、運送の申込みを受けた順序によらずに旅客を運送することができるのは、急病人を運送する場合その他正当な事由がある場合に限られています。
11. 事業用自動車の車庫を営業所から1.5km以内の場所に賃貸で確保していた個人タクシー事業者が、自己所有の自宅を主たる事務所及び営業所としている場合、当該自己所有地内に車庫の位置を変更するときは、事業計画変更の手続きが必要です。

12. 事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画に定めるところに従い、その業務を行わなければなりません。
13. 営業区域外から乗車した旅客の着地が営業区域外である場合、事業者の営業区域を通過していれば道路運送法違反ではありません。
14. 個人タクシー事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可を取り消されることがあります。
15. 一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域は、輸送の安全、旅客の利便等を勘案して、地方運輸局長が定める区域を単位としています。
16. 運送約款には、運賃及び料金の収受の方法についても、定めなければなりません。
17. 旅客自動車運送事業運輸規則は、輸送の安全及び旅客の利便を図ることを目的としています。
18. 個人タクシー車両には、運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければなりません。
19. 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
20. 事業者は、天災その他の事故により、旅客が負傷（重傷）したときは、すみやかに、その旨を家族に通知しなければなりません。
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合、一定の事項を記録し、当該記録を運行を管理する営業所において3年間保存しなければなりません。
22. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるときは、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
23. タクシー事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。
24. 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしてはなりません。

25. 旅客自動車運送事業者は、事業年度の経過後、１００日以内に「輸送実績報告書」の提出が義務づけられています。
26. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款には、旅客は、運転者が行う運送の安全確保のための職務上の指示に従わなければならないことが規定されています。
27. 一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客の下車の際にその支払いを求めることが規定されています。
28. 個人タクシー事業者が許可期限を更新しようとする場合、手続きについては、当該許可期限の満了後１か月以内に申請書を提出しなければなりません。
29. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく輸送実績報告書を正当な理由なく提出していない場合、個人タクシー事業の更新後の許可期限は１年後とされます。
30. 身体障害者割引及び遠距離割引の割引条件に該当する場合は重複して適用するものとしますが、身体障害者割引及び知的障害者割引の割引条件に該当する場合は割引の重複はできません。
31. 道路運送車両法は、自動車の所有権の公証を目的の一つとしています。
32. 事業用自動車の所有者の住所変更の場合は、道路運送車両法の規定に基づく移転登録の申請をしなければなりません。
33. 事業用自動車の使用者は、道路運送車両法の規定に基づき六ヶ月ごとに当該自動車の定期点検整備を行わなければなりません。
34. 個人タクシー事業者は、事業用自動車の自動車検査証の写しを営業所に掲示する義務があります。
35. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書については、記載内容及び添付資料が定められています。
36. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づく特定指定地域内の個人タクシー事業者が、適正化事業実施機関（タクシーセンター）に納付する負担金は、タクシーの運転者の業務の取扱いの適正化を図るための研修及びタクシー乗場その他タクシー事業の利用者のための共同施設の設置及び運営等適正化業務の実施に係る費用に充てられます。

37. タクシー事業者は、適正化事業実施機関（タクシーセンター）から、適正化業務の経費に充てるための負担金の納付に係る通知を受けた場合、当該負担金を納付しなければなりません。個人タクシー事業者は負担金を納付する義務はありません。
38. タクシー業務適正化特別措置法の規定に基づくタクシー乗車禁止地区においては、何時であっても指定されたタクシー乗り場以外で旅客を乗車させることはできません。
39. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の一般乗用旅客自動車運送事業者は、同法に違反したときであっても、当該事業の許可を取り消されることはありません。
40. 個人タクシー事業者は、運転免許証の有効期限を更新したときには、直ちに事業者乗務証の記載事項の訂正を受けなければなりません。

問2. 次の法令の（ ）にあてはまる言葉を下の語群の中から選び、その番号を解答用紙に記入しなさい。

「道路運送法第13条」

一般旅客自動車運送事業者（一般貸切旅客自動車運送事業者を除く。次条において同じ。）は、次の場合を除いては、運送の引受けを拒絶してはならない。

- 一 当該運送の申込みが第11条第1項の規定により認可を受けた運送約款（標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款）によらないものであるとき。
- 二 当該運送に適する（イ）がないとき。
- 三 当該運送に関し申込者から特別の（ロ）を求められたとき。
- 四 当該運送が法令の規定又は公の（ハ）若しくは善良の（ニ）に反するものであるとき。
- 五 天災その他やむを得ない事由による運送上の（ホ）があるとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、国土交通省令で定める正当な事由があるとき。

1 要請	2 支障	3 秩序	4 困難
5 設備	6 福祉	7 負担	8 行為
9 風俗	10 輸送施設		

令和8年7月16日実施 近畿運輸局
 特定指定地域法令試験問題模範解答

※ この模範解答は運輸局が公式に発表したものではなく、日個連東京都営業協同組合組織維持対策課にて判断・作成したものです。運輸局の見解とは異なる場合もあり得ますので、予めご了承下さい。

問 1

1	× 運1	2	○ 運2	3	× 運3	4	× 運3	5	○ 運施4
6	○ 運9-3	7	○ 運10	8	× 運11	9	× 運11	10	○ 運14
11	○ 運15ほか	12	○ 運16	13	× 運20	14	○ 運40	15	○ 運施5
16	○ 運施12	17	○ 輸1	18	○ 輸4	19	× 輸13+52	20	○ 輸19
21	○ 輸26-2	22	○ 輸43	23	○ 輸47	24	○ 輸50	25	× 報告2
26	○ 約款2	27	○ 約款6	28	× 期限更新	29	○ 期限更新	30	○ 運賃制度
31	○ 車1	32	× 車12+13	33	× 車48	34	× 車66	35	○ 事故3
36	○ 特34	37	× 特37	38	× 特43	39	× 特52	40	○ 特施31

問 2

イ	5	ロ	7	ハ	3	ニ	9	ホ	2
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

- 助詞の有無の違いは既出扱いです。
- 5 は運送法5条扱いのようですが、ここでは全個協解釈に従っています。
- 29 は新型設問です。
- 36 は語句を変更した設問です。